

市民の皆様へ

社会福祉法人日向市社会福祉協議会
会長 黒木正一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する日向市社会福祉協議会 の方針等について（改定のお知らせ）

本会においては、対処方針を令和2年4月27日に策定し、感染症拡大防止に努めてまいりました。

国、宮崎県、日向市の方針等を踏まえ、本会の方針を下記のとおり一部変更しますのでお知らせします。

引続きご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。制限期間は感染状況により延長になる場合もありますので予めご了承ください。

記

1. イベント等について

令和3年10月1日から再開しています。

2. マイクロバスの運行について

令和4年1月14日から令和4年2月2日まで運行を中止します。

3. レクリエーション機材及びチャイルドシート貸出について

令和3年10月1日から再開しています。

4. 総合福祉センターの貸館について（東郷支所は本所に準じる）

- ・令和3年10月1日から再開しています。
- ・消毒エリアを限定するため、使用を許可する部屋を研修室と集会室のみとします。
- ・ただし、集会室の使用は令和4年3月末まで次のとおりです。
- ・8時30分～18時00分は、基本的に本会の相談面接業務に使用し、貸館を行いません（既予約分の取扱い変更はありません）。
- ・平日の18時00分以降は、福祉団体等への貸館を行います。
- ・利用者数の上限は、使用者が「新しい生活様式」並びに「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策を行うことを前提として、収容率100%以内とし、研修室35名、集会室130名とします（※1）。

5. 来館者の検温等について

来館者の体温測定を行います。体温が37.5℃を超える方には入館をご遠慮いただく場合があります。また、咳、のどの痛みなど体調不良の方は入館をご遠慮ください。来館された際には、入口に設置してあります手指用アルコール消毒と、マスクを着用し、せきエチケットの徹底にご協力ください。

※1 大きな声を出す（飛沫が飛ぶ）ことが想定される内容の場合は、利用者数の上限を収容率50%以内とし、研修室14名、集会室60名とします。

(文書取扱 総務課)

問合せ先

(福) 日向市社会福祉協議会

事務局次長 黒瀬 大海

TEL : 52-2572

FAX : 52-9562